

軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

軽自動車や自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を廃車、名義変更したときは、速やかに手続きをしてください。手続きをしないと、4月1日現在の所有者に1年分の軽自動車税（種別割）が課税されます。**4月2日以降に廃車や名義変更をしても、税金の還付はありません。**年度末は窓口が大変混雑しますので、早めに手続きをしてください。

該当する人は
忘れずに
手続きを
してください

- ・軽自動車などを現在所有しておらず、廃車の手続きをしていない人
- ・ほかの人に軽自動車などを譲渡したが、名義変更をしていない人
- ・転入・転出したが、軽自動車などの住所変更をしていない人
- ・軽自動車などの所有者が死亡したが、廃車や名義変更の手続きをしていない人

車種	ナンバー	届出先	必要なもの
原付バイク(125cc以下)、 小型特殊自動車	碧南市	市役所税務課管理係	廃車・市外の人へ譲渡の場合…ナンバープレート 市内の人へ譲渡の場合…譲渡証明
軽自動車 (三輪・四輪)	三河	軽自動車検査協会・愛知主 管事務所三河支所(豊田市) ☎ 050-3816-1772	廃車や住所・名義変更などの手続きに必要な書類 などは、届出先や届出内容によって異なります。 詳しくは各届出先に問い合わせてください。軽自 動車については、軽自動車検査協会ホームページ (https://www.keikenkyo.or.jp) からも見ることが できます。
自動二輪車 (125ccを超える)		愛知運輸支局西三河自動車 検査登録事務所(豊田市) ☎ 050-5540-2047	

▼軽自動車（三輪・四輪）の車検時に、納税証明書の提示が不要になりました

1月から軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）により提示がなくても、軽自動車検査協会にて納付の確認ができるようになりました。ただし、下記の場合は納税証明書が必要となる場合があります。

- ・納付後1か月以内に車検を受ける場合
- ・過去に未納がある場合
- ・年度途中で購入した場合や、市外へ住所変更し登録を変更した場合

トラクターやフォークリフトにナンバープレートは付いていますか

問 税務課管理係 ☎ 95-9876

軽自動車税（種別割）は、軽自動車、自動二輪車、原付バイク、小型特殊自動車を“所有している人”に課税されます。現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。また、乗用装置のあるトラクターやフォークリフトは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税（種別割）の課税対象です。ナンバープレートは、公道を走行しなくても、取り付けなければなりません。

該当する車両を取得した場合や、現在未申告でナンバープレートが付いていない車両を保有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

▼軽自動車税の申告（ナンバープレート交付）方法

車両の取得方法	持参するもの	届出先
販売店などから購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・販売証明（販売店から受け取ります） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など） 	市役所税務課管理係 ※所有者以外でも 手続きできます。
譲り受けた車両を所有している 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡証明（前所有者から受け取ります） ・廃車証明（前所有者が廃車した際に交付されます） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など） 	

- ・ナンバープレートの交付や廃止に手数料はかかりません。
- ・ナンバープレートは市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付しているものです。公道を走行する場合は保安基準に適合している必要があります。
- ・小型特殊自動車に該当しない場合、大型特殊自動車に該当する場合があります、その車両を事業に使用している場合は固定資産税（償却資産）の申告対象です。